

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供いたします。

この説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを介護保険関係法令、事業所運営規程及び利用契約に付随して説明するものです。

指定居宅介護支援事業所

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

1 事業者

事業者名	社会福祉法人 野木町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 知久 善一
所在地	栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840番地7
法人設立年月日	昭和53年5月18日

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 野木町社会福祉協議会	
介護保険指定番号	野木町指定 0972300024号	
所在地	栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840番地7	
連絡先	電話番号	0280-57-2455
	FAX番号	0280-54-1316
管理者氏名	居宅介護支援事業所 石垣 加奈子	
通常の事業実施地域	野木町全域	
運営方針	<p>事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択にもとづき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整します。</p> <p>また、感染症の予防及びまん延等に関する取り組み、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止の取り組み、災害発生した場合でも利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう非常時の体制で早期の業務再開を図るための取り組みとして担当者を定め委員会の開催、指針の整備、研修、訓練実施等を行います。</p>	

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (12月29日から1月3日・祝祭日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

※上記以外にも緊急時の際には相談に応じます。

24時間、電話0280-57-2455から携帯電話に転送され、
連絡が可能です。

4 当事業所の職員体制

職 種	常 勤	資格等
管理者	1名 (介護支援専門員兼務)	主任介護支援専門員
介護支援専門員	5名	介護支援専門員

5 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ

①事業所は、介護支援専門員（以下「担当者」という。）に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③担当者は、利用者及びその家族等の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④担当者は、③で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

6 経過観察・再評価（契約書第5条）

事業所は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当者に担当させます。

- (1) 毎月利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等と面接をして、経過の把握に努めます

- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護保険要介護・要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします
- (4) 利用者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います

7 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方の介護報酬は、直接介護保険制度から事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

※1単位＝10,42円で換算します

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1,086単位	居宅介護支援費Ⅰ 1,411単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544単位	居宅介護支援費Ⅱ 704単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326単位	居宅介護支援費Ⅲ 422単位

逡減制においてICT活用又は事務職員の配置を行った場合

介護支援専門員取扱件数	要介護1・2	要介護3～5
50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1,086単位	居宅介護支援費Ⅰ 1,411単位
50人以上60人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ 527単位	居宅介護支援費Ⅱ 683単位
60人以上の場合	居宅介護支援費Ⅲ 316単位	居宅介護支援費Ⅲ 410単位

※居宅サービス等の利用に向けて担当者が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用者が死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のため準備が行われた場合は基本報酬の算定を行います。

	加 算	加 算	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	250単位	入院したその日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ） 入院した翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）
	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回 （カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回 （内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上 （内1回以上カンファレンス参加）
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	
	退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位		
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位		
特定事業所加算（A）	114単位		
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	・在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合 ・利用者又はその家族等の同意を得た上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者のサービス変更の必要性の把握、支援の実施をした場合 ・訪問により把握した利用者の心身状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行い居宅サー	

			ビス又は地域密着型サービス等の利用調整した場合 ※1月に2回を限度として算定できる
	通院時情報連携加算	50単位	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合 ※同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと

(2) その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費として400円の実費を請求いたします。
-----	--

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 居宅介護支援の担当者（契約書第3条）

サービス提供時に、担当者を決定します。

(2) 担当者の交替（契約書第3条）

①事業所の都合により、担当者を交替することがあります。

担当者を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当者の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の担当者の指名はできません。

(3) 契約の解約（契約書第9条、第10条）

①利用者からの解約

利用者は、事業所に対し、いつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。また、利用者は、事業所が以下の事項に該当する場合には直ちにこの契約を解約することができます。

ア 事業所が正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき

イ 事業所が守秘義務に違反したとき

②事業所からの契約解約

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合にはこの契約を解約することができます。

ア サービスの実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、こ

の契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき

イ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき

(4) 契約の終了（契約書第11条）

- ①利用者が要支援認定又は非該当（自立）と認定されたとき
- ②第9条の規定により、利用者から契約の解約の意思表示がなされたとき
- ③第10条の規定により、事業所から契約の解約の意思表示がなされたとき
- ④利用者が介護保険施設へ入所したとき
- ⑤利用者が死亡したとき

(5) 虐待防止について（契約書第14条）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、担当者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、担当者又は擁護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

(6) ハラスメント対策について（ハラスメント防止対策に関する基本方針）

- ①事業所として職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをします
- ②利用者又はその家族等が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等の行為を禁止します

9 利用者の記録や情報の開示（契約書第7条）

事業所は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者又はその家族等の請求に応じて閲覧させ、又はその写しを交付します。

10 秘密保持及び個人情報の保護について（契約書第12条、第13条）

事業所は、正当な理由がない限り、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。また、事業所は、職員が退職後も、在職中に知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

利用者又はその家族等の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業所が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。また、事業所は、利用者が保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供するにあたり、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲内で利用者又は家族等の個人情報を用います。

1 1 損害賠償について（契約書第 1 5 条）

事業所は、居宅介護支援の実施に際して利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、利用者に対して損害を保険の範囲内で賠償します。事業所の故意または過失によらない時は、この限りではありません。

1 2 相談・苦情窓口（契約書第 1 6 条）

次のことについて、相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なく申し出てください。

- ①当事業所が提供する居宅介護支援について
- ②居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて
- ③その他介護に関することについて

担当者	管理者 石垣 加奈子
電話番号	0 2 8 0 - 5 7 - 2 4 5 5
F A X 番号	0 2 8 0 - 5 4 - 1 3 1 6
受付日	月曜日から金曜日 (1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日・祝祭日を除く)
受付時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分

苦情受付（行政機関その他苦情受付機関）

野木町役場 健康福祉課 高齢対策係 介護保険担当	所在地	野木町大字丸林 5 7 1
	電話番号	0 2 8 0 - 5 7 - 4 1 7 3
	F A X	0 2 8 0 - 5 7 - 4 1 9 3
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地	宇都宮市本町 3 - 9
	電話番号	0 2 8 - 6 4 3 - 2 2 2 0
	F A X	0 2 8 - 6 4 3 - 5 4 1 1
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草 1 - 1 0 - 6
	電話番号	0 2 8 - 6 2 2 - 2 9 4 1
	F A X	0 2 8 - 6 2 2 - 2 3 1 6